

令和7年2月5日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件開示申出に係る文書が本当に存在しないか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

- (1) 裁判官が官舎を退去した際の修繕費用の見積基準が書いてある文書
- (2) 裁判官の官舎の管理当番及び掃除当番の標準的な説明文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、令和6年12月24日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 1の(1)の文書について

国家公務員宿舎（以下「宿舎」という。）の被貸与者が宿舎を退去した際の修繕費用には、①国が費用を負担すべき修繕（国家公務員宿舎法（以下「法」という。）第17条第2項本文、同第16条第3項ただし書き）、②国が費用を負担しない修繕（法第16条第3項本文、同第17条第2項ただし書き）の2種類があるところ、①については会計法に規定される適切な価格競争を経た上で費用を算出しており、②については、被貸与者自身または被貸与者から依頼を受けた業者等が実施するものであり、それぞれ裁判所として見積基準を定

める必要はなく、実際にも 1 の(1)の文書を作成又は取得していない。

(2) 1 の(2)の文書について

宿舎の管理当番及び清掃当番の設置や運用等について、一般に被貸与者の自治に委ねられていると解されており、裁判所が、これについて説明文書を作成する必要はなく、実際にも 1 の(2)の文書を作成又は取得していない。

(3) よって、原判断は相当である。